明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七五）　二
〔省　令〕
○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（財務五三）　二
○株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　三
○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　四
○農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　四
〔告　示〕
○株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業一）　四
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二六五）　六
○日本国に帰化を許可する件（同二六六）　六
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学一二八）　七
○令和七年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示（同一二九）　八
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件の一部を改正する件（農林水産一六六一）　八
○租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第四項並びに第二十七条の十一の二第二項及び第三項の規定に基づき、同令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準並びに同令第五条の五の二第四項及び第二十七条の十一の二第三項の規定に基づく地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（経済産業一三〇）　八
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（同一三一）　八
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁八）　九
○道路に関する件（北陸地方整備局四二）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣法制局　法務省　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
総務省防災業務計画の修正要旨の公表について（総務省）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示一、香川同一）　一二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他